

## 令和5年度「困難な問題を抱える女性への支援に関する有識者会議」開催要綱

### (目的)

第1条 本市における困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第8条第3項に規定する市町村基本計画（以下「大阪市基本計画」という。）を策定するために、有識者の意見を聴くことを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

### (聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に挙げる事項とする。

- (1) 大阪市基本計画の策定に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

### (会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、困難な問題を抱える女性をとりまく実情や支援に関し、造詣が深い有識者のうちから、市長が選任する。

### (座長)

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代行する。

### (開催期間)

第5条 会議の開催期間は、施行日から令和6年3月31日までとする。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課において行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は市民局長が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月21日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。